

概要版

2015 つちうらこどもプラン

～土浦市子ども・子育て支援事業計画～

平成27年度～平成31年度

子どもの笑顔が
あふれるまち 土浦



平成27年3月
土浦市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

本市では、わが国における急速な少子化への対策と、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくるための「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「つちうら新こどもプラン」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援事業に取り組んでまいりました。

しかし、この間に、待機児童や児童虐待等の増加が大きな社会問題となり、子育て家庭を支える制度の拡充が求められるようになりました。

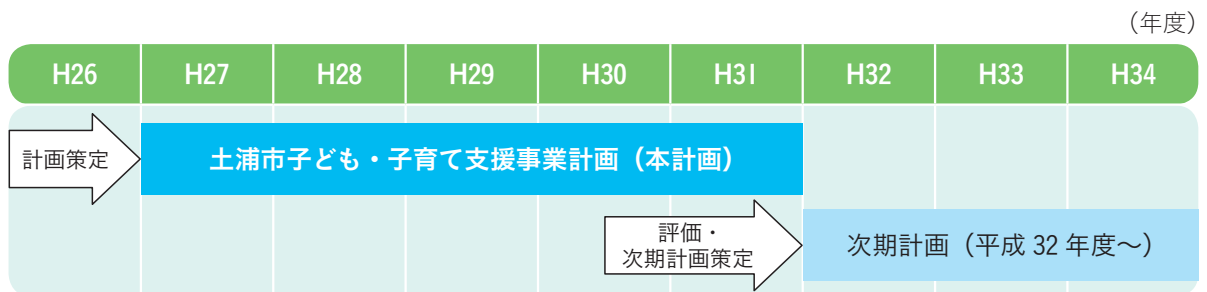
これを受け、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に公布され、これに基づいた「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されることとなりました。

平成27年度以降は、市町村が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことになり、本市においても、現行計画に基づく取り組みの検証や見直し、子育て支援や保育のニーズ調査を行い、需要や要望を把握したうえで、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援事業計画をここに策定するものです。

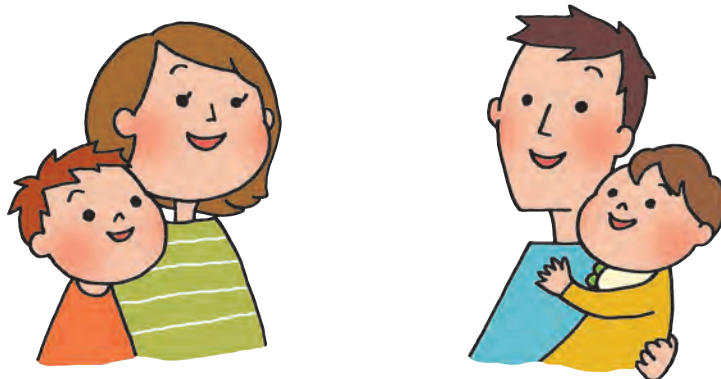
計画の期間と位置づけ

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。



本計画は、「子ども・子育て支援法」に定める市町村事業計画であり、本市の子ども・子育て支援に関わる基本的方向や事業の概要を明らかにし、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。





子ども・子育て支援新制度

平成27年4月スタート！

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

すべての家庭が安心して子育てできて、育てる喜びを感じられるために。

- ◆ 「認定こども園」の普及……幼稚園と保育所のいいところをひとつに
- ◆ 保育の場を増やし、待機児童を減らす……子育てしやすく、働きやすく
- ◆ 子育て支援の量の拡充や質の向上……親の就労状況などに応じた多様な支援
- ◆ 子どもが減っている地域の子育て支援……地域の状況をふまえて

幼児教育・保育施設等へ市から給付を行い、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

※費用は、施設等へ委託費として利用児童数に応じて給付されます。

※財源は、消費税の増収分が充てられ、社会全体で子ども・子育て支援のために活用される予定です。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援します

幼稚園（3～5歳）、保育所（0～5歳）に加えて、認定こども園（0～5歳）、さらに、

地域型保育 を新設（待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします）。

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・居宅訪問型保育・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業（13事業）	利用者支援事業	子育て短期支援事業
	地域子育て支援拠点事業	延長保育事業
	一時預かり事業	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
	乳児家庭全戸訪問事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	妊婦に対して健康診査を実施する事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度利用について…

- 保育所への入所要件緩和
フルタイム就労のほか、パートタイムやその他の事由が増えました。
- 教育・保育の申請と認定
教育・保育の利用を希望する保護者は、認定を受ける必要があります。
- 保育料のしくみ
原則として、保護者の所得に応じて保育料が定められます。

計画の基本理念



1 子ども自身の育ちを支える

2 子育て家庭を支える

3 地域全体で子育てを支える



理念の趣旨

- ①子どもが大人との信頼関係のもとに、夢と希望を持って、いきいきと育つことをめざします。
- ②子育て中の家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、「安心して子育てができるまち」、「子育て家庭が住みたくなるまち」をめざします。
- ③地域全体で子育て家庭を支援し、未来を託す子どもたちが心身共に健やかに育つための地域環境づくりをめざします。

キャッチフレーズ

子どもの笑顔があふれるまち 土浦



本計画のめざす理想像を広く住民に知ってもらうため、3つの基本理念に基づきキャッチフレーズを設定しました。

基本施策

1 質と量を重視した教育・保育及び地域子育て支援の充実

2 子どもの育ちに応じた保健医療・福祉の推進

3 子育て家庭を取り巻く環境の整備と市民協働の推進



計画事業の量の見込み

教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、需給調整の柔軟性が高く、利用調整、広域性の確保、利用者の利便性等を考慮し、「市全域を1つの区域」として設定することとします。

※この場合においても、市内各地域におけるサービスの提供状況やニーズ等のそれぞれの地域の実情にも十分に配慮した上で、各種事業を行っていくこととします。

認定の区分

新制度では、3つの認定区分に応じて、利用施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）が決まります。

認定区分			利用施設
1号認定	満3歳以上、教育を希望	➡	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上、保育を希望、保育の必要性認定	➡	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満、保育を希望、保育の必要性認定	➡	保育所、認定こども園、地域型保育

教育・保育の量の見込み

(単位：人)

認定区分	H26年度 (定員)	見込量		
		H27年度	H29年度	H31年度
1号認定 (3歳～5歳、教育希望) 幼稚園利用者	3,195	2,612	2,656	2,669
2号認定 (3歳～5歳、保育希望) 保育所利用者	1,930	2,037	2,070	2,073
3号認定 (0歳～2歳、保育希望) 保育所利用者				
見込み量合計	5,125	4,649	4,726	4,742
確保量	—	5,283	5,437	5,437

※教育・保育は、ニーズ量より算出した合計値から、各実績の割合等を勘案し見込んだ数値

教育・保育の提供体制、確保策の考え方

- 平成27年度からの5年間では、1歳以上で定員が確保できていますが、3号認定の0歳児で不足が生じる見込みです。そのため、平成27年度に小規模保育事業所を募集して、平成29年度に3施設が開設することを目標に設定し、定員増加分を見込んでいます。これにより、平成29年度以降は十分な提供ができる見込みとなっています。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	見込み				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1. 延長保育事業	人 / 年	867	880	880	881	882
2. 放課後児童健全育成事業	低学年 人 / 年	1,261	1,197	1,195	1,178	1,204
	高学年 人 / 年	300	308	300	303	290
3. 子育て短期支援事業	人日 / 年	62	63	63	63	63
4. 地域子育て支援拠点事業	人回 / 月	3,533	3,553	3,562	3,565	3,555
5. 一時預かり事業	幼稚園の預かり事業 人日 / 年	81,593	83,057	82,921	83,013	83,274
	幼稚園在園児以外 人日 / 年	5,177	5,236	5,241	5,244	5,244
6. 病児保育事業	人日 / 年	1,331	1,350	1,349	1,350	1,352
7. 子育て援助活動支援事業（就学児のみ）	人日 / 週	22	21	21	20	21
8. 妊婦健康診査	人 / 年	1,182	1,175	1,161	1,146	1,129
9. 乳児家庭全戸訪問事業	人 / 年	1,105	1,098	1,085	1,071	1,055
10. 養育支援訪問事業	人 / 年	40	40	40	40	40
11. 利用者支援事業	か所 / 年	1	1	1	1	1

※放課後児童健全育成事業は、低学年は本市の利用実績、高学年は先行都市の利用実績をもとに算出した数値

※子育て援助活動支援事業（就学児のみ）、妊婦健康診査、養育支援訪問事業は平成24年度、平成25年度の実績値を勘案し見込んだ数値

地域子ども・子育て支援事業の提供体制、確保策の考え方

- ほとんどの事業において、見込量に対して、平成27年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっていますが、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。
- 病児保育については、平成26年度の時点で市内に実施施設がないことから、医療機関等に協力を要請するなど、ニーズを勘案しながら対応を検討していきます。

教育・保育、子育て支援の方向性

（幼保連携型事業に向けた考え方）

- 本市の次代を担う子どもの教育・保育並びに保護者に対する総合的な子育て支援の方向性は、少子高齢化の進行や行財政改革を正面に見据え、本市のまちづくり・地域づくりの視点に立って推進します。
- 推進にあたっては、行政の事業と民間、地域の活力を相互交流させ、子育てを協働する地域コミュニティを創造し、子どもの健やかな成長に全市ぐるみで取り組みます。



その他の取組み

1 地域における子育て支援

- 地域における子育て支援サービスの充実
- 児童の健全育成



2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 子どもや母親の健康の確保
- 「食育」の推進
- 小児医療の充実
- 不妊・出産に対する支援



3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 次代の親の育成
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上

4 子育てを支援する生活環境の整備

- 良好な居住環境の確保
- 安心して外出できる環境の整備



5 子ども等の安全の確保

- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 被害に遭った子どもの保護の推進

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

7 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組みの推進

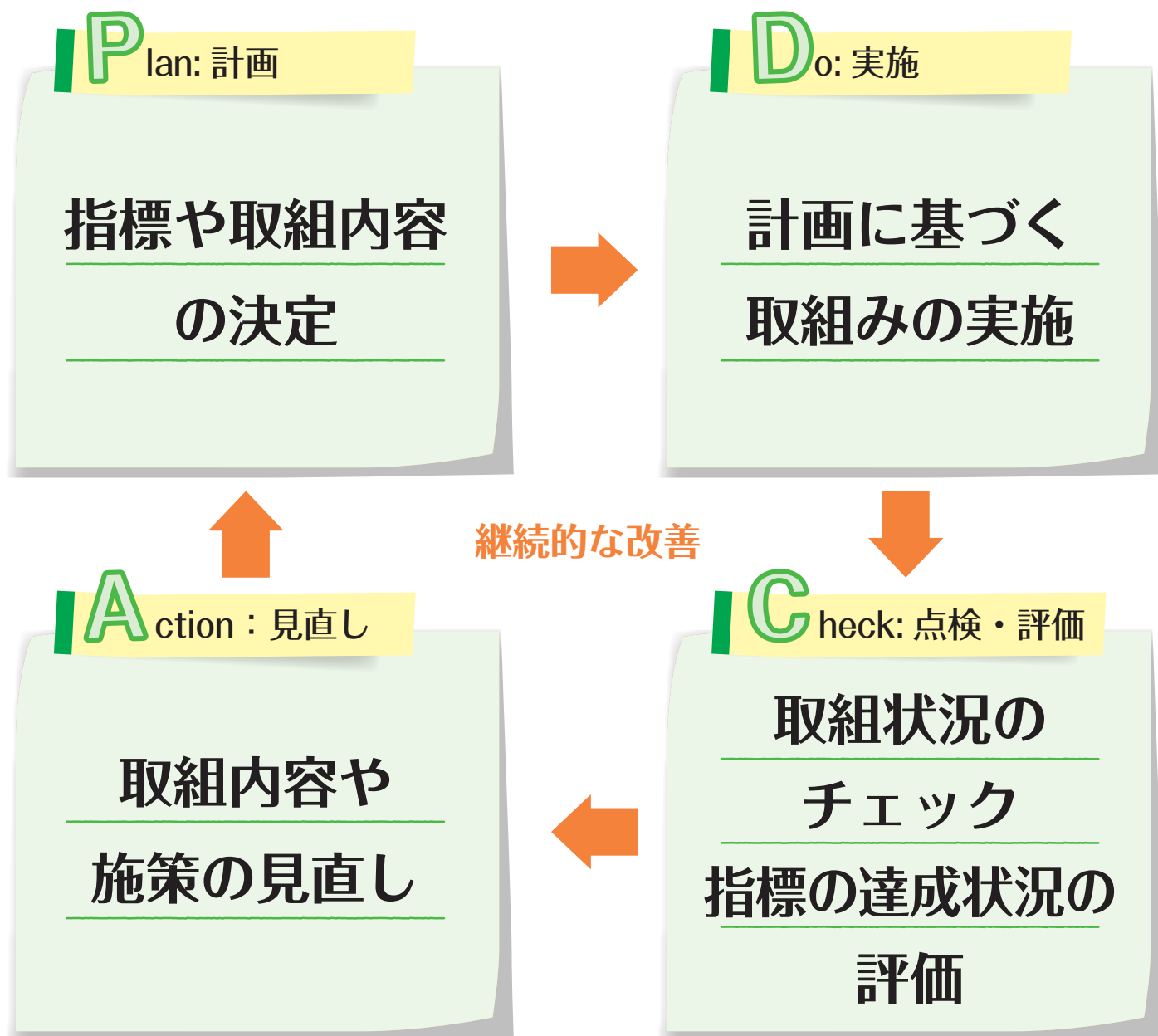
- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 障害児事業の充実



計画の推進に向けて

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組みの改善や充実に反映させます。また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。



2015 つちうらこどもプラン【概要版】

～土浦市子ども・子育て支援事業計画～

発行年月：平成27年3月

発行：土浦市

〒300-8686

茨城県土浦市下高津一丁目20番35号

TEL：029-826-1111（代） FAX：029-826-3402